

浦安市青少年問題協議会

日時：平成21年1月26日（月）

場所：文化会館3階 大会議室

浦安市 こども部 青少年課

青少年課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成20年度浦安市青少年問題協議会を開催いたします。

まず、本日の会議は、委員総数18名のうち14名が出席され、過半数を超えておりますので、本協議会条例の規定に基づき成立しましたことをご報告いたします。

それでは、始めさせていただきます。

初めに、青少年問題協議会会長であります松崎市長よりあいさつを申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。

きょう初めてことしお目にかかる方もいらっしゃるので、改めて新年明けましておめでとうございます。

きょうは、平成20年度浦安市青少年問題協議会ということで、大変お忙しい皆さん方にお集まりをいただきました。また、いろいろ皆さん方には、浦安の大事な宝とも言える子どもたちのために、さまざまな事業を通じて、また所属されている団体を引っ張っていただいて、子どもたちの健全育成にご尽力をいただいておりますことをこの場をおかりして感謝を申し上げたいと思います。

きょうこれから、短い時間かもしれませんが、本市の青少年を取り巻く状況、ご説明があったり、ご報告があったりするかもしれませんが、皆さん方の率直な、所属されている団体のことからでも結構ですし、また、皆さん方がお一人お一人父親の目線、あるいは団体の長の目線、そして市民の目線でさまざまな率直なご意見をいただければと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

もう一々私のほうから時代背景をご説明する必要はないと思いますけれども、もし私たちが今の子どもたちの状況と立場をかえたときに、大人にとっては情報化、インターネットの普及、瞬時に世界につながるような状況、住みやすいという、生きやすいというような認識も持ちますけれども、大変のどかな時代からすっかりさま変わりしたような状況の中で、ともすると、子どもが目線が忘れがちになります。また、インターネットで匿名性ということで、大変心の中にずかずかと悪意だの敵意、暗い心がむしばまれているような、そんな感じがしてなりませんけれども、そういったところも、時代を見据えたご意見もいただければと思いますので、きょうは本当に短い時間だろうと思いますけれども、率直なご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、会長としてのごあいさつとさせていただきます。きょうは、本当にお忙しい中をありがとうございます。

青少年課長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

議事の進行につきましては、条例第7条の規定により会長が議長となるとなっておりますので、会長であります市長にお願いをいたします。

市長、よろしく申し上げます。

会長 それでは、課長からバトンを受けまして私が議長を務めさせていただきます、議事を進行させていただきます。

本日の議事は、報告事項が3件とその他がございますけれども、初めに、報告事項の1、平成20年度浦安市青少年センターの補導・相談状況についてでございますけれども、青少年センターより説明をお願いいたします。

青少年センター 今議長よりご指名がございました青少年センターのと申します。よろしくをお願いいたします。

まず、ご説明の前に、1点、訂正をお願いいたします。

お手元の資料の3ページでございます。3ページ(2)、月別補導人数の表の下に、米印がございます。「米印()は昨年度同時期」と書かせていただいておりますが、「米印()は各年度(4月から12月)」に訂正をお願いいたします。

それでは、1ページに戻っていただきまして、平成20年度浦安市青少年センター補導・相談状況についてご説明申し上げます。

補導・相談につきましては、お手元の平成20年度浦安市青少年センター活動方針に基づきまして行ってございます。詳細については、活動方針の詳細については省略させていただきます。なお、活動内容、街頭補導、青少年相談、啓発・広報、環境浄化、連携という形で行ってございます。

それでは、3ページに進んでいただきまして、数字のほうをごらんください。説明させていただきます。

まず、補導状況につきまして、青少年補導員は愛の一声ということで、青少年補導事業を持ってございます。愛の一声というのは、そういう補導をする前に声かけをしていただいて未然に防ぐという形でございます。

行ってございましたパトロールの種類についてでございます。

まず、1つ目といたしまして、中央パトロールとして、計画的に月を追って市内全域をセンター職員と補導員とで巡回するところでございます。

次に、地区パトロールでございます。8中学校区ごとに補導員の計画により、月2回実施し

てございます。

3番目といたしまして、特別パトロールとして市の行事、花火大会、盆踊り大会等でのパトロールでございます。

4つ目といたしまして、職員のパトロールとしてセンター職員が随時行うもの。下校のパトロールとか、またいろいろな情報が入った場合に市内を回るという形になってございます。

では、パトロールの状況についてご説明いたします。

実施回数にいたしましては、黄色いマーク平成20年度、青いものが19年度でございます。中央パトロールにつきましては、19年度と比べまして5件の増加になってございます。地区パトロールにつきましては、若干減ってございます。これは昨年夏の間天候不順でなかなかパトロールができなかったという状況でございます。特別パトロールにつきましては、平成20年度で12件、職員のパトロールといたしまして131回、合計といたしまして、平成20年度は299回、平成18年度につきましては296回となっております。ほぼ前年度と同様のパトロールの回数になってございます。

パトロールの従事者数につきましては、12月の延べ人数といたしまして、平成20年度で1,757人、平成19年度で1,572人ということで、200人弱ふえてございます。

続きまして、年度別の補導の人数でございます。平成15年度から18年度につきましては、若干の増でございます。平成19年度から240件から470件と大幅に増加してございますが、これにつきましては、自転車の2人乗りにつきましては補導の対象という形で、数字を補導人数に加えたもので、大幅な増となるものでございます。平成20年度につきましては404件で、若干少なくなっております。

続きまして、4ページでございます。

補導の学職別ということで、やはり高校生が245と多くなっております。続いて中学生、小学生という形で書いてございます。行為別という形でございますが、やはり先ほどご説明申し上げたように、2人乗りというのが非常に多く、276件、補導、いわゆる声かけをさせていただいたということでございます。

それでは、5ページをごらんください。

相談の状況についてでございます。青少年相談を行ってございまして、平日の朝9時から5時まで、電話で、または来所により相談を受けてございます。青少年相談、早目の相談で早目の解決ということをもっと進めてございます。相談の専用電話は351 - 1152、みな来い、いい子にという番号で受け付けております。

それでは、相談内容を見ていただきます。相談の受理状況です。4月から12月ということで、黄色が平成20年度、青色が19年度になっております。新規の件数でございますが、平成20年度につきまして57件、19年度から比べまして17件増という形になってございます。それに従いまして継続の相談の回数につきましても、平成20年度は152件、平成19年度は99件、延べ数といまして、平成20年度が209件、19年が139件、70件の増になってございます。これらの増加につきましては、平成20年度から市のホームページまたは「広報うらやす」で相談を掲載するとともに、公民館等の公共施設も、パンフレット等配布しております。また夏休み前に、「相談の啓発趣旨、またはご家庭の皆さんへ」という形でチラシを小中学校に配っています。平成20年度につきましては、一昨年度よりも少し1週間程度早目に配らせていただいて周知を図った、こういうふうを考えてございます。

続きまして、相談者別でございます。基本的には、本人と母親という形が多うございます。特に継続につきましては、母親の継続が非常に多いという形でございます。相談内容といまして、6ページになりますが、これをまとめさせていただきました。家出等の問題行動が8件でございます。また学校関係で交友関係、いじめ等々につきまして19件、自分自身・家庭ということで精神的な不調とか、身体的な問題等につきまして20件、職場・その他については、その他はいたずら・無言等、問い合わせがございます。

まことに簡単でございますけれども、浦安市青少年センターで行ってございます補導・相談の状況についてご説明させていただきました。以上です。どうもありがとうございました。

会長 ただいま、青少年センターのほうから説明がありましたけれども、この件に関して何かご意見、あるいはご質問があれば、よろしく願います。

委員 6ページですね。下のところにありますが、ちょっと教えていただきたいんですが、欄外にある「学校（その他）：図書館司書及び担任への不満」なんですが、担任への不満というのは大変よくあること、図書館司書というのは、ちょっとなかなか思い浮かばないんですが、何か特に問題点があったんですか。もしあれば、教えていただきたいと思いますが。

青少年センター 青少年センターの です。

相談の中で電話がかかってきて、具体的に申し上げますと、図書館・図書室に行ったらある人と同じ扱いをされなかった。

会長 ああ、差別。

青少年センター そうですね。そういうのが1回、2回続いたことによって、報告がありました。それで担任の先生にも相談したんだけど、担任の先生もいまいち親身になってくれ

なかっ たということで、こちらのほうに相談がありました。

会長 ということは、同じ人に対する、同じ図書館司書に対する苦情という。

青少年センター そのところは、細かいことは教えてもらえない、何々学校ということは教えていただけなくて、同じ人物なのか違う人物なのかはちょっと。

会長 これは図書館で、中央図書館ではなくて……

青少年センター 学校の図書室です。

会長 学校の図書室なの。

青少年センター はい。

会長 ああ、なるほどね。

青少年センター よく図書室へ行く子どもたちは多いですけども、あそこへ行って、もっと似たような、ほかの子どもたちと同じような扱いじゃないと、

委員 その辺の具体的な扱いをというような話はないの。

青少年センター そうですね。細かなことについては、なかなか教えてもらえませんでした。

委員 はい、ありがとうございます。

青少年センター よろしいでしょうか。

会長 どうぞほかに。

委員 5ページの相談者別集計の中の父の件数なんですが、この父の件数は、例年から比べると多くなっているのか、あるいは同じような傾向なのか教えていただきたいんですけども。

青少年センター 平成19年度と同時期の父親の相談ですが、延べ新規件数が4件ということで、新規件数については変わりません。

なお、継続件数につきましては、19年度がゼロで、20年度が2名、合計で20年度のほうがその分2件ほど父親の相談が多くなってございます。

以上です。

委員 5ページのところの1番上、受理集計ですけども、電話相談と来所相談が昨年から見ると相当、倍ふえていますね。何か工夫したことがありましたら教えてください。

青少年センター 先ほどご説明若干いたしましたけれども、「広報うらやす」またはホームページにこの相談が行われているということを毎月掲載させていただいております。また、公民館等の公共施設にパンフレットとチラシ等を置かせていただくということと、また学校に啓発物資、またそういうお知らせを昨年度よりも約1週間以上早目に学校にお願いして、周知を

お願いしたということでふえてきたのかなというふうに考えてございます。

以上です。

委員 はい、ありがとうございます。

会長 どうぞ。

委員 今はやりのインターネット関連の、例えば携帯電話のブログ、プロフ、その他に関することの相談ということはなかったですか。

青少年センター 今のところ、私どものところに、携帯電話またはインターネット関連のご相談というのはございません。潜在的にはあろうかと思えますけれども、実は今回はありません。以上です。

会長 私からいいですか。

措置別集計で1回で終了というのが圧倒的に多いですね。そんな形で終わってちゃうものなの。相談に来るくらい、電話も含めて、多いのであれば、本来長引いてしかるべきじゃないのかなと思うんだけど、57件中、1回で終了は43件。

青少年センター 実際に電話の相談の場合、1回受けて、1時間ないし2時間ぐらいはずっとやりとりをしていて、内容によって、こちらにございますように、他のところにご紹介という形もございますけれども、ある程度納得するとか、何かこちらに話していただいた中で、本人気持ち落ち着いて終わりになったという形のものも多うございます。実際にどうしても継続ということで、継続の場合は大体電話というより来所していただくような形のものも多うございまして、その内容によって継続していると。

会長 この電話を受けているのは、センターの職員。

青少年センター はい。相談員でございます。

会長 相談員。

青少年センター はい。家庭教育指導員ということで2名の方が、朝9時から夕方4時まで相談室に待機しておりまして、受けております。2名が1日置きに、月曜日は2名ですがけれども、あとは1日来ていただいて相談すると、そういう形です。

会長 ちなみに、2名の方は、どういう方が

青少年センター 1名が、資格といたしましては、日本家族心理学会認定家族心理士ということでございます。1名の方が、産業カウンセラー、臨床心理士という資格を持っておられます。

会長 有資格者ですね。

青少年センター はい、有資格者です。

会長 ほかにいかがですか。

はい、どうぞ。

委員 4ページ、今、補導の関係ですけれども、この中で、たむろというのもありですけれども、喫煙のほうが多いんですが、この部分でのその対処の仕方、どのような形をとってやっているのか。要は、喫煙で補導しますよね。どういうふうにそれを処理といいますかね、指導等しているのか。この数字だけじゃちょっと見えないものですから大事なところは、その後のことをどうやったというところが聞きたい。相談とはまた別問題ですけれども、この辺はどのように対応されているのか。

青少年センター 一番最初、冒頭にもありましたように、私どもは「愛の一声」ということを中心に声をかけるということを行っております。ただ、今、制服で明らかにわかる者は喫煙というのはほとんどしておりません。ここの件数ですけれども、このうちの半分ぐらいが、盆踊り大会のときにたばこを所持していたり、喫煙しかけていたりした者に声をかけて、歳は幾つだいたいこう聞いたり、そうすると大体二十と答えるんですけれども、どう見ても明らかに我々の職員とか、パトロールをやっている皆さんが、去年卒業した子だとか、そういうふうだと高校生だからやめたほうがいいよとか、そういうような形で声をかけると、住所とか、そういうのは聞きません。声をかけてやめさせるように促すということを中心にやっております。

会長 はい、どうぞ。

委員 どうなんでしょうかね。どの辺まで本来、それでいいのかなという、逆に言うと思う部分もあるんですね。もう少しきちっとした形の対応も考えなきゃいけない、それは公的な措置とか云々というよりも、やはりそれだけで本当にいいのかなというところもありますし、もう少しやはり踏み込んだところまで何かできないのかな。それは確かにいろいろあると思うんですが、その辺をやっぱり。飲酒という部分はゼロですので、さほどあれだ思うんですが、やはりそういったところをもう少しきちんとできればなど、こんなようにも思うんですが、何か検討いただければなと思います。

青少年センター 基本的に補導員につきましては、いわゆる我々のイメージから補導というと、捕まえてきてというお話、感じがします。ただ、法的に全く根拠がございませんので、声かけをするという形です。ただ、著しく何か不良行為とか、そういうのがあった場合につきましては、警察のほうに連絡を入れて連携をして、警察のほうから補導なり、いわゆる捕まえるほうの補導をお願いするという形をとらせていただいております。確かにご指摘のとおり、多

分この子は高校生じゃないかなということで声かけはします。ただそこで、じゃ身分証明書を出せとか、そういうことについては補導員はできませんので、特にそういう盆踊り等、盆踊り大会等につきましては警察官の方もいらっしゃいますので、何かあれば警察官の方にご協力をいただくという形で対応を進めさせていただいております。ただ、そこまで、今回の数字にありましたこの24件につきましても、そこまで至らなかったと。はっきり言って、多分高校生だろうけれども、未成年かもしれないけれどもというところで終わってしまったという形で、ご理解いただけたらと思います。

会長 はい、どうぞ。

委員 特別パトロール、いわゆるその大体そういったところですけども、この中で要するに学校の先生も一緒に同伴でパトロールをやっているんでしょうかね。

青少年センター こちらの中心で、雑駁でございますが、特別パトロールの中で補導員といたしまして、教員の方が24名、ご協力をいただいております。またその他といたしまして、この71件でございますけれども、これにつきましては、指導課の職員、教員ですね、等についてご協力をいただいております。

以上です。

委員 わかりました。

あと、1点いいですか。

会長 どうぞ。

委員 6ページの相談内容の何か下の部分に書いてございます「泥棒扱いされ、自治会集金係から外された」と、多分親御さんがこういうものの相談で逆に来たのか。特定できちゃうんじゃないかなと思ったんですが、いかがなんですか、これは。ここにこういうのを出すということ自体は。

青少年センター 実は、私どものほうにかかってくる電話というのは、親御さんばかりではなく、いわゆる市民の方からも、たまにこういう電話がかかってくるんです。それだから受けないよというわけにもいかないんで、実は、この件に関しましては、かなりの高齢の方からの電話。

委員 自分のこととしてですか。

青少年センター そうです。

会長 青少年問題ではないんだ。

委員 特定されないんですかね。いや、私が思い過ぎならいいんですけども、こういう

人はそういないですからね。

青少年センター いずれにいたしましても、相談のお電話がかかってきて、その内容が青少年問題じゃないからうちじゃないよということは言えませんので、内容によってはこういう形で受けてしまう、その他になってしまう。また場合によって、ほかのところの相談の部署のほうがよろしいということになれば……

会長 混乱を招いちゃう可能性があるんで、青少年問題と。

青少年センター この件に関してですが、ちょっと今回は出ていますが、記録として残して、ちょっと相談させてもらって、何かいい方法があれば、お伝えするような方法をとりたいと思います。

会長 そうですね。というか、ここに本来載せる必要がないことであって、青少年のほうは青少年問題を議論する問題で……

青少年センター はい、じゃ内容を整備させていただきます。

会長 でしたら、委員の皆さんにもご了解をいただいて、これを削除するとか何とかという話であれば、

委員 それでオーケーですね、対応的には。

会長 意味のないのが最初から載っているという感じですよ。

あとは、ほかにいかがですか。よろしければ、後でまとめて。総合的にご質問、ご意見をいただいて、次に進ませてもらってよろしいでしょうか。

会長 報告事項の2、平成20年度浦安市における少年の犯罪状況について、浦安警察署生活安全課よりご説明申し上げます。

浦安警察署 すみません、本日、 所用のため、生活安全課 がかわりにお話しさせていただきます。

お手持ちのほうに、資料をお渡しした青少年問題協議会資料、これを通して皆様方に説明させていただきます。

まず最初に、管内の刑法犯の認知状況の概要についてであります。

平成20年中の浦安市当初における刑法犯の認知件数でございますが、2,777件。前年比マイナス224件、パーセンテージでマイナス7.5%でありました。過去最悪を記録したのが、平成13年5,643件、これに比較しましてマイナス2,816件、マイナス51%減と、犯罪の数がかなり減少しているということが言えると思います。この数値なんですけど、平成8年2,699件に次いで、次に低い犯罪の認知件数という形になっています。平成8年当時の浦安市の人口が12万3,147

人という形で、現在は16万人という形になりますので、約4万人近く増加した人口の中で、犯罪がここまで減少しているということは、やはりそれなりの皆さん方の防犯の活動、犯罪防止の活動というものが進んでいるということがあらわれていると思います。

その後、平成16年度の5,344件以降平成20年まで、4年連続して犯罪が減少している。下に平成13年から平成20年までの犯罪の発生状況並びに窃盗犯、自転車盗の件数を書き込んでありますので、見ていただければ一目瞭然だと思います。この中で、特に自転車盗の件数なのですが、これも年々減少傾向にあります。いまだ浦安市においては、犯罪の発生の3分の1ですね。刑法犯の犯罪の発生の3分の1という形で、何とか自転車盗難をなくすべく対応しているところであります。

次に、平成20年度の刑法犯認知件数の罪種別状況になります。これも資料を見ていただきたいと思いますが、凶悪犯罪、これは殺人とか暴行とかですね、このような凶悪犯罪が14件、粗暴犯、暴行、傷害、これが98件。窃盗犯、空き巣、自動車盗、自転車盗とかですね、そういうのが2,139件。知能犯、68件。知能犯の中には、今まさにうたわれているおれおれ詐欺、振り込め詐欺ですね、のようなものが入っている件数でございます。その他、風俗犯10件、刑法犯448件という数値でございます。

管内の少年補導及び少年非行の概要についてご説明させていただきます。

平成20年中の少年補導の状況であります。少年補導人員が1,480名、性別では、男子が1,241名、女子が239名です。補導の理由の主なものとして、喫煙行為、これは先ほどのたばこですね、これが638名。すみません、「638」になっていますけれども、636名になります。「8」を「6」に訂正してください。不良交友が93名。飲酒行為が25名などであります。学識別では、小学生が3名、中学生が387名、高校生594名、大学生20名、各種学生が49名、有職少年149名の、無職少年278名という割合になります。いずれも、グラフを見ていただければその割合等がわかると思いますが、主に高校生、中学生、その深夜徘徊とか喫煙行為、それが大きく数をあらわしているということです。

2点目が、少年非行の状況になります。

平成20年の少年非行人員は、231名であります。性別では、男子が135名、女子が96名。罪種別では、多いのが、窃盗犯、万引き111名、うち女子が84名、占有離脱物横領、これは自転車、窃盗に遭った自転車をまたそれを盗んでしまうというのが占有離脱物横領という形なんで、それが46名、うち5名ですね。自転車盗が8名、うち女子1名、その他犯罪66名、うち女子6名であったということです。

その事件の取り扱いについての送致種別ということになるんですが、通常送致43名、簡易送致137名、家裁送致が3名、その他2で、触法児童の通告2名という状況になります。

以上が平成20年中の浦安警察署で取り扱った刑法犯認知並びに少年非行の概要となります。

会長 はい、ありがとうございます。

今、浦安警察署の説明がありました。この件に関して、ご意見、ご質問がありましたでしょうか。

は、どうぞ。

委員 1つお尋ねしたいんですけども、万引きの関係、非常にこの状況の中で多いと思うんですけども、この万引きした子の対応なんですけれども、この辺はどのくらいのところまで警察署さんというのは対応されるのでしょうか。

浦安警察署 今のご質問ですが、万引きをした少年少女らに対する対応についてですが、通常、店側、経営者側が被害の届け出を出すという形であれば、これはもう事件になりますので、その時点をもって警察とすれば、当然事件措置をするという形になります。こちらのほうのグラフにも載っていますけれども、前回にもお話ししたことがあると思うんですが、当署管内、浦安というのは、東京ディズニーランドを抱えています。そのためどうしても、ディズニーランド内での万引きする少年少女が多数いる。その万引き少年少女らに対しての取り扱いというのは、基本どおりというわけではないですけれども、調べから始まって、親元に連絡をとって、身柄を親元に引き渡す、その後は、その警察で受けた書類などが裁判所のほうに回って、家庭裁判所のほうに今度呼び出しを受ける、親が。そこでの指導・注意という流れになっています。

店側が万が一「いや、うちは被害届を出しませんよ」と、「警察のほうから厳重注意してください」という形もあります。そのような場合は、当然警察とすれば、少年少女らを警察署のほうに連れていきまして、当然厳重注意、始末書などを書かせ、親元を呼んで親に引き渡す。親の監護のもと今後こういうことをしないでくださいよと念を押しつつ、それで引き渡すというのが現状になります。

以上です。

会長 いいですか。

会長 あと、ほかにいかがでしょうか。

会長 それじゃ、私のほうから。凶悪犯が14出ていましたよね。先ほど殺人と言ったんですけども、殺人があったんですか、現実には。

浦安警察署 きょうはかいつまんで、詳しくはあれですけども、たしかマンション内で刺した、で亡くなったという事件が1件私の中ではあったんです。ちょっと去年はたしか殺人事件が9人。少年というわけじゃないです。これはあくまでも……

会長 ああ、全体のね。

浦安警察署 全体の中での事件という形で出した殺人

会長 ただ、その犯罪件数は3,000件ですけども、凶悪犯罪は意外と、ほとんどない認識を持っていたもので、まず14件で、この中にはどんなものがあるんですか。

浦安警察署 凶悪犯の中には、強盗とか、引ったくりをやろうとして転んでけがしたりすると強盗事件になったりとか、そういうのも入っています。

会長 さっき暴行と言ったけれども、暴行だったら粗暴犯に入っちゃうんじゃないですか。

浦安警察署 ええ、暴行は粗暴犯ですね。暴行、傷害……

会長 ああ、そういうのがこう大きくなっちゃう話。

浦安警察署 凶悪犯というのが、さっき言った殺人とか強盗とかという話になりますね。粗暴犯については、暴行とか傷害とかという形での事件のになっていますけれども。たしか、記録をちょっときょう持ってこなかったんで、件数的なものでの内訳は詳しいのはわかりませんが、たしか殺人事件は去年は1件あったと。

会長 この中には、強姦というか、そういうのは……。

浦安警察署 凶悪犯のほうに入りますね、強姦があるとすれば。

会長 その強姦罪なんていうのはあったんですか、現実に。

浦安警察署 それはすみません、記録を持ってきていないので。

委員 9月以降はないです。

会長 ありません、そうですか。

この辺、窃盗犯の規定だとかというのは、うちのほうのこういうの、あれですけども、数は少なくとも、凶悪犯というのは。

委員 分類上、強盗というのは万引き、あるいはその、見つかって、追いかけて、犯人が転んで、被害者がでたときには分類上は強盗になる。

会長 強盗になっちゃうんだね。

委員 逮捕を免れようとしても、それは強盗の範疇に入るんですね。

会長 強盗というと、何か刃物 なんかも、かなり計画的という認識。

委員 刑法の犯罪の分類上はそういう形になるんですね。いわゆる事後強盗というやつです

ね。

会長 あと、これは本当かわからないんだけど、私もうる覚えになっちゃって、自転車盗が捕まると、犯罪が2つにカウントされるという、これは何かありましたよね。何だっけ。占有物離脱横領……

浦安警察署 それは、前回の刑法犯の認知件数の……

会長 何か言っていましたよね。

浦安警察署 3件か、何件か変わった形のところ……

会長 全部がではなくて。

浦安警察署 ですよね。たしか今回も、浦安市の発生が、今回警察のほうでは2,777件という形で示してはあるんですけども、浦安市の発生というのと2,774件という、その3件の違いが何なんだという、また今回も言われたんですけども、それは結局、浦安市内以外でも浦安署として取り扱った件数……

会長 ああ、そうなのか。同じ管内で盗まれたか捕まったかで全然違っちゃうからというお話でしたよね。

浦安警察署 その件数がどうしても浦安署としては取り扱っているんで2,777件という形で出るんですけども、市の広報の浦安市の何かで出すときには、市単位で発生の件数を出すものですから……

委員 この辺の となりますと非常に難しい問題になりまして、さっきお話ししたディズニールンドの万引きなんかも……

会長 ええ、あれもそう 。

委員 浦安市内の子どもが全部万引き 、全くそういうわけじゃありませんので、あくまでも、この街で起こった犯罪がどうなのかという状況でうちのほうは見ていますので、少しその辺のところが出てきますね。

あくまでも浦安市内で犯罪が起きているかどうか、あるいは犯罪で捕まったかどうかという形になります。

会長 あと、このデータの中ではわからないんですかね。この再犯をする、初犯か、再犯かという。

浦安警察署 警察的には、再犯というか、補導の数が多い子どもとか、そういうのは当然わかるわけですから、当然そういう補導歴の多い子、もしくはその犯罪を何回も繰り返すということになると、結局その処罰の処遇というんですけども、警察のほうから家庭裁判所のほう

に対してのこの子の処遇をどうしたらいいかと、普通ですと審判に返すとか、そういう処罰の欄がありまして、この子は注意だけでいいですよみたいな、いや、もっと少年院に入れなきゃいけないですよとか、そういうのを警察の中で、この少年の過去の犯歴とか、それを調べて、それで家庭裁判所のほうに送致するわけです。家庭裁判所は家庭裁判所でまたその少年を調べて、なぜこういう犯罪になったか、警察の意見も取り入れて、それでこの少年は少年院に入れるのか、それとも保護観察にするのか、そういうふうにやります。措置していくと。

会長 かなり微妙な話なんですけれども、具体的にこれだけの方たちがいるんで、例えば今、保護観察の子か、あるいは鑑別所に行っている子か、少年院に入っている子かと、そういうデータというのは言えないですか。

浦安警察署 それは警察ではないですね。

会長 警察じゃないのか。

浦安警察署 はい。警察ではないです。

会長 法務局になっちゃうのか。

浦安警察署 これは、人員というか、そうのはちょっと警察では……

会長 教育委員会ではわからないの。

委員 在学している子どもが、そういう家裁だとか、そこに行っているよというケースというのは把握しています。全体数は当然持っているかというのはあれですけども、在学中の子どもは、中学生の例ですと、何人あるかというのは、指導課のほうで持っています。

会長 ほかによろしいですか。

じゃ、次の3点目のほうへ移らせていただきたいと思います。報告事項の3になりまして、第2期基本計画青少年課事業について、青少年課に説明願います。

青少年課 どうぞよろしくお願いいたします。

お手持ちの資料の10ページから13ページの内容になります。こちらの内容につきましてプロジェクターを利用しまして、簡単にご説明をさせていただきます。

内容の説明についてですが、こちらの青少年リーダー育成の計画に当たった経緯、現状の課題や現状の取り組みなどとしまして、内容について説明、お話をさせていただきたいと思います。では、お願いします。

こちらの資料につきましては、平成19年1月30日の中央教育審議会答申によるものでございます。こちらの答申の中では、取り巻く課題として左側に上げた課題が挙げられていまして、最終的にこちらの原因となったものが、今問題となっています。道徳観ですとか、正義感の欠如、

社会情勢、実体験の不足、コミュニケーションの不足、大人の無関心、こういったものが原因となって、いろいろと課題が出てきているのではないだろうかという資料がのっておりました。

次をお願いします。

次に、この答申の中のデータとしてあったものを何点かつくりましたので、ちょっとこちらに注目していただければと思います。

まず、テレビやビデオの視聴時間、小学校の5年生ということで、これは国別になっておるんですが、こちらを見ていただいてもわかるとおり、やはり日本という国は、テレビを見ている時間、子どもたちが見ている時間は、非常に他の国と比べまして長いという結果が出ています。

次をお願いします。

同じく、こちらは中学生です。テレビ、ビデオの視聴時間。中学生になりますと、先ほどの小学生よりももっと長い時間見ている子のほうがデータの的にふえています。

じゃ、次をお願いします。

次に、学校から帰宅後で遊ぶ時間の経過です。こちらは、小学校の5年生から中学校の2年生というデータが残っておりました。こちらにつきましては、やはり中学生になりますと部活動等が入ってきますので、やはり帰宅後に遊ぶというのは非常に少なくなっているというようなデータなんだなと、こちらから見ることができます。ただ、思った以上に、小学生などは結構遊んでいるという状況がある程度ここで見ることはできました。

次をお願いします。

次に、自然体験と道徳観・正義感の関係、こういったものがデータでありました。こちらによりますと、やはり自然体験が多くある子どもは道徳観・正義感が多くついているというような現状がこちらのデータで見てとれることとなります。

次をお願いします。

また別で出ていたデータですが、自然に触れる体験をしたときに、勉強に対して意欲を持てるかどうかというのをアンケートでとったというデータなんですが、小学校、中学校、高校ということで分かれておりますが、やはり触れた体験をしたときには非常に勉強意欲がわいてくるというようなアンケート結果が出ておりました。

次をお願いします。

このようなデータから私どものほうでは、今後の青少年の健全育成の取り組みについて見えてきたものが、必要性の真ん中に書いてあります体験活動、仲間との活動、自然との活動、こ

こちらの3つのキーワードにちょっと絞って事業計画を上げさせていただきました。こちらの青少年課として、この3つのキーワードから事業にこのような内容を取り組むことによって、子どもたちの積極的であり、主体性、また学習意欲の向上、社会性、道徳観、正義感、客観性、こういったものの育成を図ればということで、現在取り組みを行っております。

次に、現在行っている代表的な取り組みのほうを2つほど紹介させていただきます。

皆さんもご存じかと思いますが、少年少女洋上研修会です。こちらにつきましても、やはり体験、仲間、自然という3つのキーワードが入っている事業でございます。現在、昭和63年から続けておりますが、現在では、目的・目標など内容のほうの検討を図りまして、現在では自分づくりということを目的にしながら活動を進めております。約150人の小学校6年生から中学生が参加しまして、北海道での研修活動を現在行っております。

次をお願いします。

次に、青少年課の代表的な事業といたしまして、ジュニアリーダー研修会というのがございます。こちらやはり、心豊かなリーダーの育成を目的とする研修会ですが、やはり内容といたしましては、こちらにも自然または体験というキーワードの中での研修会を行っております。目標といたしましては、行動力、受容力、表現力、こういった3つものを身につけることによってリーダーとしての育成を図っていくというような内容になっております。

以上の2つが現在の青少年課のほうでやっている外部的な取り組みです。

じゃ、次をお願いします。

リーダー育成の現状ということで、私どもの青少年課においては、先ほどの洋上研修、ジュニアリーダー研修、または浦安市のリーダースクラブという青少年のリーダークラブがあるんですけども、そういったものの活動の支援ということで青少年のリーダー育成を図っているのが現状です。今の現状ですね、こちらの活動で出てきた問題点が、継続性の不足、こちらにつきましては、やはり事業自体に非常に人気が多く、どうしても単年度でその事業が終わってしまうというのが現状でございます。ですので、どうしても継続性が図れていないというのが現状でした。

それともう1つ、リーダースクラブは、小学校から大人までの構成メンバーになっておるんですが、残念ながら中学生の年齢層が非常に薄くなっています。年齢層の空洞化がそういったところで出てきているのが現状でした。こちらの問題点等を一応考えまして、私どものほうで何とか別の形でリーダー育成をということで、第2期基本計画の中に青少年リーダー養成事業というのを入れてあります。こちらの今回のリーダー養成のキーワードですが、現在の問題点

から見えてきたものといたしまして、3つに一応絞ってみました。1つは中学生というような区分け。もう1つは継続性。そして最後に、気軽さというのを、この3つをキーワードとして今回のリーダー養成事業というのが計画されました。

次をお願いします。

今回のリーダー養成事業ですが、新たなリーダー養成としての事業に取り組むということです。1つは、先ほどありましたジュニアリーダー研修会、こちら1年で終わるんですが、その修了者をもっと取り込めないかということです。それともう1つ、青少年事業、相談員その他健全育成連絡会、さまざまところで青少年の健全育成事業が託されておりますが、そういったところに意外と中学生も参加されている場合が結構あります。そういった中学生の取り込みを図っていけないだろうか。また、浦安市リーダースクラブというのもありますので、そちらと事業協力を図りながら、中学生の年齢層を何とか育成できないかということ。そしてこちら、きょうは皆さんもいらっしゃっていますが、浦安市には青少年の健全育成団体が非常に多くあります。そちらの皆さんの協力をお願いして、また新たなリーダー養成を図れないだろうか、こういったことをちょっと考えて計画をやってきました。

今回の青少年リーダー養成事業ですが、こちらの概要に入りますけれども、今回のリーダー養成事業につきましては、目標の設定ということで、やはりコミュニケーション能力、こちらを向上させたい、またはやはり意欲を高めるための新しい価値観を何とかつくりたい。また、周りの人間の状況を見られる客観的な視野の育成、こういったものを図りたいという内容で研修を計画を立てていくことになっています。

研修の内容ですか、やはり最初のキーワードにもありましたとおり、体験、やはりどうしてもこれは不可欠ですので、野外体験、表現活動、社会奉仕活動、危機管理、この4本の内容につきまして、年間を通じて活動を何とか行っていこうという計画でございます。そしてリョウキョク会員制という形をとると、講座形式という形をとることにしました。こちらは、先ほどのキーワードであった気軽さというところで、無理やりこちらが日程を設定して、必ず出てきなさいという形ではなく、ある程度の幅を持たせた中で、やはり中学生になりますと、時間的な余裕がなかなか出てこない部分もあります。ですので講座形式をとりまして、自分があいている時間に講座を受けられるのであれば受けていただくような形をとっていきなさいと考えております。

講座形式をとる関係で、今までの単年度で終わるような研修会ではなくて、大学等でよくあります単位制というんですかね、キャンプの内容について、一応5種目等の種類の活動をやっ

ていただいて、すべてキャンプの項目を修了というような単位制をとりまして、1年だけではなく、継続して2年でも3年でも、とにかくその活動に参加して、単位をじんみりじんみり積み上げてとっていただくような形をとって、何とか進めていければなということで現在計画をしております。

次をお願いします。

最終的なこちらのリーダー養成事業の将来像ですが、今回のリーダー養成事業を図りまして、意欲の創出、そして講習を通じての技術の習得、こういうものをしていただいた中で、実際に自分たちが活動ということで、市の青少年健全育成の活動の事業協力、または洋上研修での協力、リーダースクラブに入ってでの自分の活動、そういった形で実際に活動をしていく。そして最終的には、やはり年齢が来ますので、できましたら健全育成ボランティアとしての大人になる段階で社会に貢献していただいて、またはリーダー養成事業を進むのであれば、その後進の指導に今度は自分たちが入っていくというようなことで、養成、活動、自立というサイクルを最終的に回せれば非常にいいのではないかとということで、将来像としてはそういう形で考えております。

一応、今回、青少年課の第2期基本計画実施計画事業といたしまして、今回リーダー養成事業ということで、今回この場をかりまして報告させていただいておりますが、このほかにも、青少年課としましては、別に育成クラブ等の計画も入っております。今回は時間の関係がありましたので、リーダー養成事業に絞らせていただいて報告させていただきました。

以上です。

会長 ありがとうございます。

今、青少年課のほうから説明がありましたけれども、何かご意見、ご質問等があればお願いします。

どうぞ。

委員 1つ質問をしてもよろしいですか、去年あたりですか、あるいはその前から関係機関、あるいはそのゲーム機が非常に問題になって、去年の12月に大阪府の教育委員会が学校携帯禁止ですとか、あるいは県の、その小中学生の携帯の持ち込み禁止、こういうふうなものを打ち出したと。それに伴って、それぞれの地方自治体の教育委員会でも携帯電話禁止あるいはですね、議論がされてきたんじゃないかと。つい最近の動きだと、文科省も今月あたりには、携帯の関係で答申をだす。それから福岡ですね、立花町が子供の学校携帯禁止。そういうふうな、今言った携帯電話とインターネット、ゲームというものが、子どもたちを非常に悪くしている

3大要素みたいな部分があると思うんですね。そういうふうな普及によって、結局子どもたちが本来その社会性だとか、あるいはその社会のルールを身につけるといような部分の遊びに使ったりとか、あるいは友達との通信に使ったり、そういうような部分が重要なのかなと。それは非常にそういうふうな部分が問題なんだと思うんですけども、そういうふうなこと等を考えると、非常にいい方向に進んでいるのかなという気持ちはしているけれども、そういうふうなことで、浦安市としてそういうふうな時代の把握について、今後の方向といったものをどういうふうな形で考えていくかの考えがあれば、そのお話をお聞かせいただければと思います。

会長 どうですか。だれが答えますか。

委員 教育委員会としては、もう既に各学校では電話を持ってこないということで申し合わせておりますが、いろんなケースがありまして、必要に応じて対応、あるいはそういうのがあるんですが。一斉に強制できるかどうかということについて、今、これから考えていかなければいけないので、中には、一時、不審者とかいろんなことで携帯電話を持たせる保護者の要求も大変あります。一律にすべてだめだよというものはやはり、ある程度保護者、子どもたち、モラルは教えていかなきゃいけないと思うんですが、その辺よく実態を踏まえて、学校では、既に原則禁止になっています。教育委員会としては、いろんなこれから問題点、動きとか、状況を見ながら対応していかざるを得ないかなと思っています。

委員 それから、今、よろしいでしょうか。

会長 どうぞ。

委員 これと関連して、よく文科省は、いろんなところでこのデータがテレビ視聴、それから帰宅して遊ぶ時間、自然体験と、こう出てくるんですが、これは数値を見ますと、全国の平均で出ているわけですね。ですから、それぞれの地域によって随分違うかと思います。例えば、テレビの視聴等、大変これはもう世界のデータですが、例えば浦安の生活実態見ますと、大分二極化しまして、ほとんど子どもたちは、遊ぶ時間もそうなんですが、私も実際子どもたちを見てきまして、二極化して、もう小学校の高学年になると、子どもたちはほとんど自分の時間がないぐらいに、浦安の子どもたちは一生懸命やってますね、塾へ行ったりですね。

会長 ああ、塾ね。

委員 はい。ですから、それから特に中学校、高校へ行くと、このテレビ等二極化されて、先ほどのデータのように、いわゆるほとんど勉強を放課後しない子と、それからもう一生懸命2時間、3時間勉強する子、そういう二極化をどうするかという大きな問題があります。

会長 それは勉強に関して。

委員 ええ、勉強に関してですね。ですからそれとこのテレビ視聴もかかわってくるんですね。特にこの世界データの中で見ますと、日本と韓国というのはやはりテレビとかビデオの視聴を、テレビゲームですね、そういうのが多いと出ています。その辺もひっくり返して子どもたちに、教育委員会としても、読書に親しむとかですね、それから保護者のほうから家庭学習をどうするか、家庭学習、家でやることとか、今後調整していかなきゃいけない部分もあると思います。それから最後に出てきます、やはり自然体験と道徳、これはこれもデータがよく出てくるんですが、やはりいろいろな自分の体験を通して学んでいきますので、当然そういう自然体験とか、あるいは家でのお手伝いとかということをやっているならば、そういう道徳観を養ったりだとか、今回一つ、リーダーの育成ということで取り組みまして大変ですが、リーダーになる子どもたちは結構参加してくれると思うんですね。ですから今後、そのリーダーの子どもたちを通して、そういう子じゃない子たちをどういうふうに、学校もそうですが、働きかけてすそ野を広げて、やはり浦安の子どもたちがいろんな体験をして、たくましく育ってくれるような子どもたちの育成という教育委員会としても必要だなと考えている。何か雑駁な内容で申しわけございません。

会長 ありがとうございます。

今のことに関連してでも結構ですから、何かありましたら。

はい、どうぞ。

委員 今ありましたように、やはり基本的には禁止していても、携帯は実際持ってきている。親御さんもそのような考え方というのがある、それも現実ですね。多分携帯以外ですと、なかなか把握しにくいのが、小学生でもパソコンのブログとか、それをやっている子どもも現にいます。

会長 小学生でも。

委員 ええ、います。うちの学校にもいます。それはなかなか実態がつかめないんですね。子どもたちの話とか、それを知っている例えば女房の話から、それで間接的にわかるとか、そんなようなことがあるんですけども、そういうようなことを聞いていますと、親御さんが特に勧めてやっているという部分もありますので、把握しにくいような実態というのが現実にあるんじゃないかなというふうに思います。

それから、うちの学校は、つい土曜日にもちつき体験ということで、お父さん、お母さんがかなり人数出てくれまして、そのもちつきを1年生にも経験させてくれたりとか、あるいは6

年生にはもちを丸めて、そういう地域の方がこう体験させてくれるということはずごくやっぱりありがたいことだなということで、そういう面で、うちなんかだと結構いろんな面で経験させてもらえる。それが結構子どもたちのいやしというのにもつながっていく。そんなのもあります。

それからあと、うちの学校だけ林間学校をやっていないんですね。雪国体験をさせているんです。これは私も初めて引率して行きましたけれども、子どもたちの充実感というのはすごいんですね。

会長 充実感。

委員 ええ。といいますのは、3分の2以上はやったことがない子どもたちなんです。ところが実際やってみますと、2泊3日でほとんどの子が滑れちゃうようになってくると。そうすると、林間ですと山へ登ってその充実感と、スキーを滑る充実感で違うんですね。山ですと疲れたとかそういうのがあるから、それじゃまた登ってみたいかというときには、非常に微妙らしいです。(笑)ところが雪国ですと、間違いなくまたやってみたいと言ったら、ほとんどの子がそうするんですね。そんなことを考えて、浦安では通常夏行くんですけれども、これからむしろそういうような体験をさせることによって子どもたちに充実感をあれするし、そうすると、集団生活自体がよりよいものになっていく、そういうようなものもあるのかなんていうのは、現場としての一応一つの案です。

会長 ありがとうございます。

委員 今、先生のお話があって、私も実はその部分を話そうと思ったんですが、自然に触れる体験と社会体験というのはやはり違うんだと思うんですね。ですから林間学校へ行ったからといって、本当にそれがいわゆるこのやる気につながるのかということ、やはり社会が育ててくれる、いわゆる地域が育ててくれるとなると、その雪国でもそれぞれ田舎がありまして、その田舎の方言という言葉、浦安にもそれはあります。この言葉の使い方によって、すべてが一つの同じ言葉でも、続けて言ったりすると全然違う言葉になってしまう。そういうところが今の子どもたちは全然ないんですね。そういう中で、本来長年築かれてきたその土地土地の言葉という部分がいかにもその子どもたちの心に響いてくるかということが物すごく大事なんだなというふうに最近思ってきているんですよ。そういう部分を、いわゆる山に行く、川に行くという話よりも、もっと山にも川にもだれかがやっぱりいるわけですから、そこの連携でやる、社会との連携をつくっていければいいのかな、こんなように思うんですが、今後またその辺も検討していただければなど、このように思います。

会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 先ほどのお話なんですけれども、格差とか、小学校、全部の小学校だと思ってしまうんですけども、勉強は塾でやるんだという子の格差が非常に学校内で子どもの中にもある。そこによって、やはり学校の対応が変わってくる、これも時代の趨勢だと思うんですが、これはこれからどんどんもっと広がっていくんじゃないかなと。今、結構これは問題になりつつあるんじゃないかなと思いますね。先ほどの体験もそうなんですけれども、これはそのときに結局林間へ行く、楽しい思い出がある。でも現実に戻れば、すぐ土日のテスト、毎日塾、こういう環境からは逃れられないんですね。その日々のそういう環境の中から離れた学校行事であるとかで、子どもたちは楽しいんですが、じゃ現実には家に戻りましたら、そういう環境にまた引き戻されてしまうということが、これをどう解決していくかというのが我々の使命ではないのかなと思うんですね。いろんなところで地域の方々や親がきちんと教えていく、学校の先生が教えていくというところの問題だと思うんです。ただしやっぱり、子どもは子どもなりにストレスをためているわけですよね。それで、子どもは子どもなりに目標を持って頑張る。でも、それが目標が違う方向であったときに、衝突すると思う。こういう社会現象に対して、ちょっと子どもがかわいそうだなというふうにも思えるんです。これを放置していますと、学級、学校が成り立たなくなってくるというところまでいくんじゃないかなと思うんですね。

会長 今のお話と、そういう現場の先生は大変ですね。

委員 それじゃ今の件について話しましょうか。明らかに分かれていますけれども、子どもがストレスをためる原因というのは決まっているんです。というのは、子どもと親の意識の違いがそういうことをさせているんですね。だから、子どもがじゃ進学するという、その能力がないというか、そう意識というものを親のほうはがんがん、そのギャップが強ければ、すごいストレスがあれして、いろんな形であらわれてくるというのはあります。ただ、子どもも納得して、親御さんもあれしているという、その関係がうまくいっている部分にはそういう人たちは含まれないという、そういう部分も問題視するのか。

会長 先ほどブログでいろいろ子どもたちのお話を養護の先生がおっしゃってしまして、そういう子どもたちの異常事態なもの、これは今どこが、だれが一番現実的にキャッチできるんですか。

委員 一応相談というんですかね、それはやっぱり、だれがキャッチというよりも、子ども

とのコミュニケーションの中でしか……

会長 ですよ。

委員 ええ、できないです。

会長 それはもう現実的に先生方が、担任の先生が昼食をしながらだとか。

委員 ええ、もういろんなところから入ってきます。幸い浦安の場合ですと、そういう意味でいろんな見方ができるのがありますよね。ですから、中にそういうカウンセラーのほうから入ってくるようなこともありますし、養護から入ってくることもありますし、そういう面では……

会長 よく社会的に問題になるのは、そのシグナルを見落としたりとか、シグナルを必ず出していたのにという……

委員 そこなんですよね。

会長 難しいあれはありますよね。

委員 今、部長からありましたが、浦安の場合ですが、先ほど図書館司書もありますが、スクールカウンセラー、図書館司書、それから少人数学級、いろいろな技術的なメンバーがある程度配置されています。どこでも知り合えば相談できる。特に、スクールカウンセラー、それから先ほど言いましたが、図書館司書ですね。そういった意味では、相談窓口はかなりあるんです。もちろん担任も含めてですね。

会長 そういう意味では、本当に子ども会やPTAの連合会や、かなりネットワークが組まれているような気がしないでもないんですけれども、青少年関連だといろいろ。

ちょっと、時間が予定よりもオーバーしちゃったんですけれども、もしよろしければ、情報交換も含めて。

どうぞ。

委員 今のそのお話でちょっと関連してなんですけれども、青少年の育成の団体はたくさんあるわけですね。たくさんあって、いろいろその青少年健全育成のためにやっている施策がたくさんあると思うんですよ。例えば、おとなが変われば子どもが変わる運動だとか、あるいはあいさつ運動だとか、あるいは自転車マナーの向上運動とか、そういうふうな部分では、大人の人たちがきちんとそういうふうなことを子どもに教えてあげたり、手本を示したりというふうな部分が非常に大事なわけなんですけれども、いわゆる青少年の育成団体そのもののトップ同士の集まりってないんですね。情報交換とか、意見交換とか。それはぜひつくってほしいなというふうに思っているんですけれどもね。要するに青少年育成団体のいわゆるそのネット

ワークみたいな部分をつくって、やはりお互いその連携をしてやっていくことによってあいさつ運動だとか、あるいは見守りだとか、あるいはさっき言ったようにおとなが変われば子どもが変わる運動だとか、そういうようなことというのは非常に効果を発揮できてくるんじゃないかと思うんですね。自転車のマナーがないとか、ルール違反をしていますが、一部の人だけがそれを注意して、指導するというのはなかなか非常に難しい部分もありますし、みんなで何かこうスクラムを組んで対応していくことによって、そういうふうなあいさつ運動やなんかも進展しているような感じがして、ぜひこれは防犯のいわゆるその隣近所同士が話し合えるというところがあるところはやっぱり賛同しにくいというような部分があるんですね。その部分にも何か共通するような、ぜひお願いします。

会長 これは連絡協議会はなかったですかね。青少年健全育成連絡協議会ってあったような。

青少年課長 各中学校区に青少年健全育成連絡協議会という形で……

会長 中学校区ね。

青少年課長 中学校区です。当然8つございまして、その中で青少年相談員、補導員……

会長 全市的な、各中学校単位で任せている。

青少年課長 そうですね。

会長 全市的なものはないんですか。今、委員が言われたようなね。中学校の場合は分かれちゃっている。

青少年課長 各団体の代表というよりも、そこでかかわっていただいている自治会の班長さんとか、皆さんがその地区の中で代表を選任していただいて、その中でいろいろ青少年にかかわるそういう催しとか、そういう形で協議をしているような、問題点があった場合の協議の場所とか。

会長 そうか。例えば自治会連合会長だと、地区ごとの自治会の会長さんは知っているけれども、そこから自治会とかに上がってこないとわからないですよ。

委員 そうですね。また今おっしゃったとおりに、各地区に分かれていますから、活動しているところとしていないところとはっきり分かれてしまっている部分があります。活動していないところは、1回も会議等の連絡を開いていないということもございますので。ですからやっぱりある程度の指標というか、その行動のマニュアル的なものも必要かなと思うんです。今、任せっきりの状態だと思います。

委員 自治会なんかもそうだと思うんですけども、要するに連合自治会を通さないと下が動かないというような問題がたくさんあるわけですよ。だからその辺の面では、本当に青少

年の部分のネットワーク会議があれば

会長 これを一つのヒントとしてね。

青少年課 今まさに防犯課のほうで、まちの……

見守り隊という形のところで、今、各団体の方たちがネットワークを構築して、団体独自でそういう活動をしていていただきたいということを、行政のほうがそういうふうなリーダーシップというのは、構築での話し合いが進んでいる。

会長 委員、それから 委員からも、そういう一つのヒント、アイデアが出ましたんで、

あと、次の予定のある方もいらっしゃると思いますけれども、今回いろいろご指摘いただいたり、問題点があれば遠慮なく。

どうぞ。

委員 先ほども警察さんのほうからあった話なんですけれども、署長がおっしゃったように、例えば万引きでも、浦安市内の子どもたちなのかというところがデータの的にちょっとわからない部分があるし、犯罪の内容ですね。やはり我々は、ここは浦安の青少年問題の協議会なんで、浦安の子どもたちの動向はどうなのかということも知りたい。それから、先ほど奈良校長先生がおっしゃったように、各ところに行くということは、要するに体験学習ですか、それは楽しいんですけれども、我々自治会側が、例えばさっきもちつきの話も出ましたけれども、全部おぜん立てするのは大人たちなんです。親なんです。親が来て一生懸命やってくれるんだけど、子どもは何にもしないんです。そういう状況を何とかしたいな、子どもが一生懸命自分の頭で考えられるような、浦安らしい子どもたちをつくっていかなくちゃいけないんじゃないかなと、常々自治会の活動なんかを通して思っています。先ほど市長がおっしゃったように、お父さんの会なんかできていますけれども、みんなお父さんたちが頑張り過ぎちゃっているんですね。（笑）子どもたちはただ受け身、ただ一緒に遊んでいただいているというもとからやはり、きょう、教育関係者がいっぱいおられるんで、ぜひとも子どもが自分で考えて自分で行動するような浦安市の子どもをつくっていただきたいというのは、切に自治会側から、市民側から要望することですね。お願いしたいと思います。

会長 ありがとうございます。

会長 どうぞ。

委員 1点だけ。今、会長さんがおっしゃったとおりなんですけれども、結局のところ犯罪に絡むデータという警察もありますので、皆様がお示しする限りなんです。どういよう

な手法、こういった内容がいいのかという疑問がございますものですから、どうしても一般的な数字を今回お見せしたんですけれども、それをもう一步踏み込んで、浦安市ではどうなのか、それから再犯の子どもたちはどの程度いるのかという部分は、少し個人のプライバシー、そういった面も含めて。

会長 はい、どうぞ。

委員 今、委員から話がありましたけれども、学校では、子どもたちに 体験活動、いろんな要するに地域での行事というのはある、地域での子どもたちがたくさん来ないですね。ですからやはりその辺は土日になると、先ほど子どもたち、もう土日フルにですね。時間をとられていて、その辺もう一度地域と保護者の中で見直して、やっぱり地域 で連携をとってやろうと。

委員 もう土日、地域でやっている行事、私も行きますと、地域の子供たちがほんの少しだけ、それよりも保護者の方とか地域の方が多いんですね。

委員 やっぱり子どもたちが今そういうような置かれている状況、そういう地域へ帰っていく時間を何とかつくってあげるのが一番いいのかなと思いますね。

会長 はい、どうぞ。

委員 学校地域連携事業って、地域の人たちが学校行事でどんなことをしているかわからないで。結果的には、どこの小中学校でも、部活動とか授業の中に、地域の本当に多くの人たちが係っていて、そういう形で支えていってほしいのかなと。

会長 どうぞ。

委員 今、青少年相談員のほうでは、去年ですか、何度かブログですとか、インターネットとかと講習をやりまして、その中でできたのが、子ども用の知識と親の今の現在の知識ではかなり差がありますよね。小学校5年生で大体もう携帯電話を持ち始めるという統計もありますし、小学校のほうでは、例えば子どもには言っていますけれども、その親に対しては、そういったブログですとか、インターネットに対する例えば今で言う架空請求ですとか、そういった危険性についてのことをどの程度、子どもにはそうですけれども、保護者の方にはどのような形でお知らせですとか、していますか、質問なんですけれども。

会長 質問ですか。

委員 はい。例えば今、ですから親のほうにはどのような形で周知といたしますか。実は危険性があるんですとかということは何かしら、啓発するのはなさっている。

会長 どうぞ。

委員 携帯の使い方とか、そういうものについては、各学校を通して、文書で保護者の方に出しますけど、けれども、今お話があったように、例えば携帯について子ども達は知っていて、私たち大人のほうが知らない、例えば携帯なんか一つとっても、子どもが器用でやったけれども、大人のほうがまるっきり使えないということもありますので、今いいお話があって、確かにこれから逆に保護者のほうに一緒に入っていてお互い学び合って、今の子どもたちに携帯だとかブログだとかいろんなものについて情報を流していかなきゃ、親もつかんでいないということがあるのかなと思います。そういう点で、保護者を含めた研修等も各学校でやればと話していきたいですね。

会長 お願いします。

委員 私も、親の意識改革というのは大事だろうと思うんですね。やっぱり子どもは親の司令ですかね、ですから教育権はだれにあるんですかという、社会全体にあるんだけれども、やっぱり直接は教育権は親にあるわけです。親が一番持っているわけです、資格をね。ですから、いろんなデータが出てきても、さてだれが猫に鈴をつけるんだという問題になると、それはそこでどうするかと。社会の中で、親にだれが言うのか。家庭教育学級とか、そういうのがあると思うんですけれども、教育委員会が公的機関だから言うと、そういうことはなかなかできないですね。だからそこら辺がちょっとこの日本という国の難しさというんですかね。いろいろこの問題が出てくる、じゃどうするんだ。もう携帯を持ってこないほうがいいじゃないか。持っている場合に親に言う。そういう統一見解がなかなかできない。それは親のあれもあるし、いろいろ。一番最高の教育権は親にある。だから、そこら辺がちょっと。当然親だけじゃできないんだけれども、そこら辺のこのお互いの親の、恐らくレベルアップというんですかね、いい学校へ行って、いい会社にはいればいい人生がおくれるというようなことを変えていくような指導というか、そういうふうなことがやっぱり根底になれば、なかなか飛躍しないじゃないかな。それを組織社会としては、どの社会も受け入れなきゃいかん、その社会をだからどうしていくかということが問題。そこがちょっと難しいところじゃないかというような気がします。

以上です。

会長 はい。

委員 私、今のリーダー育成の子ども部の担当課なんですけれども、実際に、例えばうちで洋上研修を行いますね。洋上研修に行って、帰ってくる子どもの顔の輝きというのはないわけですね。送り出すときの親というのは、親のほうで過保護で、子どもと別れるのがつらいと言

っている親のそばで、子どもも不安な顔で行くんですけれども……

会長 泣いているわけ。

委員 泣いています。何かうるうる子どもが、送り出して、子どももその親の顔を見て、不安な面持ちで行くんですが、ただ実際に帰ってくると、いろんな過酷な体験もするわけです。帰ってきた中でのその子どもの顔の輝きというのが本当にすばらしいものがあるんですが、果たして、今何人かおっしゃっているんですけれども、その継続ということになると、その輝きを続けていくにはどうしたらいいのかということを見ると、やっぱり単発で終わってしまうと思うんですね。そこで、その今のリーダー育成の考え方の中には、担当のほうに継続と出たんですが、継続の中で、これからのやり方の中で会員制を持っていく、あるいは講座形式ということになると、先ほどのネットの話が出ていたんですけれども、今さら言うまでもないんですけれども、それは引き受けざるを得ない今の状況だと、やっぱり使い方によってもろ刃の剣じゃないかと思うんですけれども、これはやはり危険ということではなく、親も知るといっても非常に大事なことだと思うんですが、結局そのあたりにはどういうシステムでどういう形でどう登録をしてどうやっていくのかというのは、やはり親に伝えなければいけないことであると思うし、あるいは子どもも上手な使い方をしていかなければならないと思う。そういった意味では、対人関係が子どもたちは非常に希薄ですけれども、それとコミュニケーションのツールとしてのネットというのは、2つで両立していかなければならないというふうには考えています。ですからそのあたりのことを考えた議論を行っていただければなと。

会長 ありがとうございます。

すみません、時間が30分以上オーバーして、あと数分で締めたいと思いますが、

委員 先週幼稚園訪問がありました。男の子がマントをつけて遊んでいました、3人ぐらいで。何をまねているのかなと思って、マントをつけているんですね。たしかマイクは持っているけれども、マントをつけていたので、何になっているのって、スーパーマン、もしかしたらパーマンと言ったんですね、「羞恥心です」って。(笑)余りにもあれだったんですけれども、日本の子どもたちが、先ほどテレビの時間が出ていました、資料が出ていましたけれども、そういう情報の世界で育っている子どもたち、そして母親の世代もそうだったですけれども、ネットの問題なんかもあります。やはりそこまで下がってきたいろいろな課題を見ていかないと、違う目線でいつまでもいては、もう物事が解決に近づかないんだなということを改めて感じました。

それから、平成20年6月1日に市長が「こんにちは市長室です」の中で、「褒めのアスリー

ト」というのを書いてくださったんですけれども、その中でもやはりしかることだけじゃなくて褒めること、人間の脳はとても暗示にかかりやすいんだと、どちらかという、やっぱり学校全体の中では、北風と太陽であれば太陽、先ほどからどこに行政は行くのかというところでは、成績を点数で示す先生ではなくて、それと関係のない相談のカウンセラーであるとか、図書館の先生は、成績とか自分の親にすぐつながったりしないで、子どもは安心して心を開いていくというところがありますが、そういう意味で、いろんなところで自分を出す機会が浦安の子どもは持っているなということで、大変ありがたい部分だなと思っています。

最後に、青少年課から出たリーダー育成の部分で、学校外の活動、確かにリーダー育成とはなっていますが、必ずしもリーダーになるのではなくて、子どもたちが自分育てをしていて、そのもっとも自分育てをするためには、そのリーダースクラブなり、青少年課の体験学習で学んだものをやっぱり評価する、ほめのあれにつながる場所ですけれども、学校生活の中でそれを引き出してあげる、やってきたものを学習の中で、学校生活のいろいろな場面でそのことを表現させたり、発表させる機会を学校とその社会教育の一部である青少年教育をつなげているというようなどころを持っていて、子どもがやはり育っていくのかなと。そうするといろんな活動をした、学校外での活動、ある意味、まだすぐにはなりませんけれども、学校の中の特別活動の単位なんかには認めてもいいのかなと、部活でいつも何時間もやっている子が、その上に何か学校でまた活動というのではなく、部活動の部分が同じように時間展開しないで、外での学校外の活動でさまざまな社会体験や活動できる部分が、特別活動として学校教育の中の環境に単位などで上がる、そういう仕組みなんかができれば、選んで活動ができる、学校内の部活動であるとか、外のボランティア活動、いろんなものに選んで参加できればいいなということを考えています。

会長 はい、ありがとうございます。

皆さんから積極的なご意見、新たにいただきました。予定の時間30分を超えましたけれども、青少年課長 最後に、事務局から時間をちょっといただきましてご連絡です。

委員の皆様が本年3月8日をもって満了をいただくこととなっております。そこで、今後の後任の委任の選任につきまして、各団体よりご推薦をいただきたいと存じます。つきましては、改めて推薦概要を文書でもって送付いたしますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

会長 各団体ね。

青少年課長 はい。

会長 これは文書で。

青少年課長 はい。

会長 きょうは本当に30分予定よりもオーバーしましておわび申し上げます。ありがとうございました。

今、時代は、どうも私たちがやってきたころと違って、うつな時代、いびつな社会ということで、青少年に夢が持てないような時代になっているらしいです。それをサポートするのが我々大人の役目だなと思いますので、それぞれ団体の、今、さん言われたように、そういった視点からも、浦安の子どもたち、見守っていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。きょうはありがとうございました。